

国外不在者 等 案内文

国民投票の国外不在者申告及び在外選挙人登録申請に関して次のように案内致しますので外国で投票しようとする方は期間内に申告または申請を行い、大切な投票権を行使するよう、お願い致します。

【国外不在者申告】

- 申告期間：2026年4月8日から2026年4月27日まで
- 対象者：韓国国内に住民登録があり、選挙権がある大韓民国国民で次の理由で外国で投票しようとする方
 - 事前投票期間開始日前、出国し、投票日の後に帰国が予定されている方
 - 外国に居住し、国民投票日まで帰国しない方
- 提出先
 - 外国に居住している方は在外公館（在外投票管理官）に提出
 - 国内に滞留している方は住所地管轄、区・市・郡の長に提出
- 提出方法
 - 中央選挙管理委員会ホームページ(ova.nec.go.kr)
 - 書面(郵便, 公館訪問, 管轄区域を巡回する公館職員に)
 - Eメール(ovyokohama@mofa.go.kr)
 - ※ Eメールの場合、本人のメールアドレスで自分の申告書に限り提出可能
- 提出書類：国外不在者申告書

【在外選挙人 (変更)登録申請】

申請期限：2026年4月8日から2026年4月27日まで

対象者

○ 登録申請

- 韓国国内に住民登録が無く
- 直前選挙（第21代大統領選挙）の在外選挙人名簿に登載されていない、選挙権がある大韓民国国民として投票しようとする方

○ 変更登録申請

- 直前選挙（第21代大統領選挙）の在外選挙人名簿に登載されている方で、
- 当該名簿の記載事項（姓名、パスポート番号、生年月日、登録基準地、Eメールアドレス、電話番号）に変更がある方

提出先：在外公館（在外投票管理官）

提出方法

○ 中央選挙管理委員会ホームページ(ova.nec.go.kr)

○ 書面(郵便, 公館訪問, 管轄区域を巡回する公館職員に)

※ 在外選挙人の登録申請書を代理で提出することができる家族の範囲は大韓民国の国民で本人の配偶者と本人・配偶者の直系尊卑属

○ Eメール(ovyokohama@mofa.go.kr)

※ Eメールの場合、本人のメールアドレスで自分の申告書に限り提出可能

提出書類：在外選挙人登録申請書又は変更登録申請書

※ 在外選挙人は投票所で身分証明書と国籍確認に必要な書類の原本を提示しなければ投票できません。